

災害時における段ボール製品の調達に関する
協定書

和歌山県かつらぎ町

オカジ紙業株式会社

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）とオカジ紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、かつらぎ町内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、文書により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに物資を供給するよう努めるものとする。ただし、乙の被災などの理由により物資の供給が出来ない場合は平成 29 年 2 月 9 日に和歌山県と西日本段ボール工業組合が締結した「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」（以下「県の協定」という。）の枠組みにより物資が甲に供給されるよう、甲と西日本段ボール工業組合の仲介を行う。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) 段ボール製シート
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

3 甲は前項の規定による支払請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての理解を深めるよう努めるものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲及び乙が既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和4年7月21日

(甲) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長

中阪 権則 印

(乙) 和歌山県海南市山崎町3丁目1番地ノ10

オカジ紙業株式会社

代表取締役社長

大岡 久彦 印